答申

第 1 審議会の結論

名古屋市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 4月21日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例(平成17年 名古屋市条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、 異議申立人の精神障害者保健福祉手帳の申請書類(以下「本件請求文書」と いう。)に関する個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を 行った。
- 2 同年 5月 1日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書が存在 しないことを理由として、非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、 その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異 議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨 本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 病院のスタッフから、「病院のカルテに通院医療費公費負担制度を利用するため医療費無料と記載がある」との証言があったことから、本件請求文書が存在するはずである。
- (2) 異議申立人は精神障害者保健福祉手帳の申請を行っていないものの、虚偽の申請や第三者による申請が通っている可能性がある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、病院のカルテに医療費無料との記載があること、病院や家族等の第三者による申請や虚偽の申請が通っている可能性があることを理由 として異議申立てをしている。

しかし、異議申立人に係る精神障害者保健福祉手帳の申請はなされておらず、手帳の発行もしていない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件請求文書について

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付に関する情報について
 - ア 精神障害者保健福祉手帳は、手帳の交付を受けた者に対する各種支援 策の実施を促すことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加 の促進を図ることを目的として、精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律(昭和25年法律第 123号。以下「精神保健福祉法」という。)第45 条に基づき、一定の精神障害の状態にあると認定された者に対して交付 されるものである。
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付に関する情報は、資格の喪失 又は手帳の返還があった日の属する年度の翌年度から起算して 5年間、 福祉総合情報システムで管理されている。
 - ウ 実施機関が、福祉総合情報システムで異議申立人に関するこれらの情報を確認したところ、本件開示請求日時点では、精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付の記録は存在しなかった。

また、この点に関する実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、他に本件請求文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(2) 通院医療費公費負担制度について

ア 異議申立人は、カルテに「通院医療費公費負担制度を利用するため医療費無料」との記載がある旨の情報提供を病院のスタッフから受けたことから、本件請求文書が存在するはずであると主張している。

イ 通院医療費公費負担制度とは、精神保健福祉法第32条に基づき、平成 17年度まで存在した制度であり、同法第5条に規定する精神障害者が病 院又は診療所への通院により精神障害の医療を受ける場合において、医 療に必要な費用の95パーセントに相当する額を公費で負担するものであ る。

当該制度の利用者のうち名古屋市国民健康保険や他の一部の健康保険 に加入していた者については、自己負担額に相当する額が健康保険組合 等から支給されていた。

- ウ 当該制度は、申請書とともに精神障害者保健福祉手帳の写し又は医師 の診断書を提出することにより申請ができたため、精神障害者保健福祉 手帳の交付を受けていない者でも利用することができた。
- エ したがって、異議申立人が通院医療費公費負担制度を利用し、医療費が無料になっていたとしても、必ずしも精神障害者保健福祉手帳の申請がなされているとは言えない。
- (3) 以上のことから、当初から精神障害者保健福祉手帳の申請がなされていないのか、保存期間の経過により本件請求文書が廃棄されているのかは、ともかくとして、本件開示請求日時点では、本件請求文書は存在しないと認められる。
- 3 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

4 審議会の要望

本件処分においては、開示をしない理由として、文書を取得していないことのみが示されている。

条例第26条が、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、その理由を示さなければならないとしているのは、非開示の決定をするにあたり、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保し、その恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものである。したがって、実施機関は、本条の趣旨にのっとった十分かつ明確な理由を示さなければならない。

本件開示請求において、実施機関が、異議申立人に関して精神障害者保健 福祉手帳の申請がなされていないことを確認できたのは、福祉総合情報シス テムにおける申請情報の保存期間内についてのみであり、当初から精神障害 者保健福祉手帳の申請がなされていないのか、保存期間の経過により本件請 求文書が廃棄されているのか定かではない。

したがって、本件処分を行った理由として、文書を取得していないことの みが示されていることは、本条の趣旨から不十分であると言わざるを得ず、 今後は、より丁寧に理由を示すことを要望する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 6月 1日	諮問書の受理
6月 4日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月22日	実施機関の弁明意見書を受理
6月29日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論
	意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合
	はその旨の連絡をするよう通知
9月18日	調査審議
(第206回審議会)	実施機関の意見を聴取
12月18日	調査審議
(第209回審議会)	
平成28年 1月15日	調査審議
(第210回審議会)	
3月18日	調査審議
(第212回審議会)	
3月29日	答申